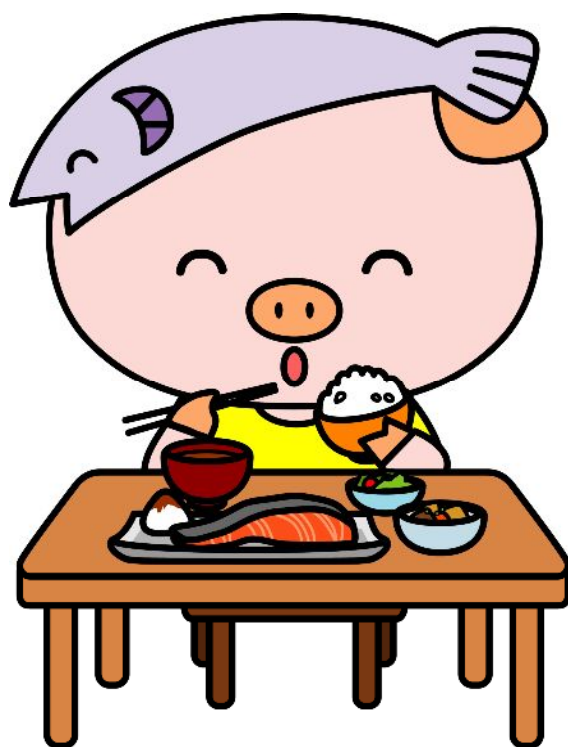


厚木市立小・中学校

# 食物アレルギー

## 対応マニュアル



厚木市教育委員会

# 目 次

学校における食物アレルギー対応の取組について・・・ P 1

## 食物アレルギーの原因と症状

- 1 アレルギー反応とは・・・ P 2
- 2 食物アレルギーとは・・・ P 2
- 3 原因食物の種類・・・ P 4

## 食物アレルギー対応における教職員等の役割

- 1 校長の役割・・・ P 5
- 2 養護教諭の役割・・・ P 5
- 3 学級担任の役割・・・ P 5
- 4 給食主任（担当）の役割・・・ P 6
- 5 栄養教諭・学校栄養職員の役割・・・ P 6
- 6 調理員の役割・・・ P 6

## 食物アレルギーを発症する児童・生徒への対応

- 1 対応の流れ・・・ P 7
- 2 学校給食における対応・・・ P 13
- 3 給食以外の学校生活における具体的な対応・・・ P 22

緊急時の対応について（食物アレルギー緊急時対応マニュアル）・ P 24

## 【添付資料】

- 1 食物アレルギー対応マニュアルにおける用語解説・・・資料 1
- 2 食物アレルギー調査票・・・資料 2
- 3 学校生活管理指導表・・・資料 3
- 4 食物アレルギー面談票・・・資料 4
- 5 除去食申請書・・・資料 5
- 6 詳細な献立表による情報提供が必要な児童・生徒一覧表・・・資料 6
- 7 食物アレルギーを有する児童・生徒報告書・・・資料 7
- 8 学校給食に関する事故報告事項・・・資料 8



## I 学校における食物アレルギー対応の取組について

食物アレルギーを持つ児童・生徒が、安心して学校生活を送るために保護者、学校が対応について取り組む必要があり、食物アレルギーは、アナフィラキシー症状を起こす場合もあることから、医師の指示に従うことが重要となります。

また、対応については、公益財団法人日本学校保健会が発行している「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」で示されている医師が作成する「学校生活管理指導表」を基に学校と保護者で連携して決める必要があります。

このことから、学校における食物アレルギーを持つ児童・生徒の対応について、次のとおり取組を定めることとします。

### 食物アレルギー対応の取組

- 1 食物アレルギーを持つ児童・生徒について、食物アレルギー調査票を基に詳細な情報を把握する。
- 2 個別の対応が必要な児童・生徒について、医師の診断を基に校内における体制を整備する。  
また、対応の内容により、医師が作成した「学校生活管理指導表」の提出を保護者に求める。
- 3 児童・生徒が原因食材を除去するために、詳細な献立表が必要となる場合は、保護者に情報提供する。  
保護者は、詳細な献立表に基づき、その日の献立の対応について児童・生徒に適切に指示をする。
- 4 食物アレルギーのために、食べられない献立がある場合は、栄養面を考慮して家庭からそれに代わる弁当を持参できるものとする。  
また、単独調理場の学校は、可能な献立について除去食の提供ができるものとする。
- 5 過去にアナフィラキシー症状を起こしたことがある、または起こす恐れがある（エピペン®所持）ために、現在、医師からアレルギーの原因となる食材について完全に食べることを止められている児童・生徒には、その食材が含まれる献立は提供しないこととする。
- 6 児童・生徒が、アレルギー症状を発症した場合は、神奈川県が作成した「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」に基づき対応する。

## 食物アレルギーの原因と症状

### 1 アレルギー反応とは

体の中に、ウイルスや細菌が入り込むと、人はそれを体から追い出そうとするが、これは免疫といわれる体を守る仕組みである。ところが、体を守るはずのこの免疫の働きが過敏すぎると、体に不利な症状を引き起こすことがある。例えば、卵アレルギーの人は、卵を食べると皮膚に湿疹が起きたり、目が腫れたりする。このような反応をアレルギー反応という。

アレルギー反応は、「アレルゲン」といってアレルギー反応を引き起こす物質（例えば上の例では卵。）と、アレルゲンにさらされることによって体の中で作られる、「IgE抗体」によって起こる。

### 2 食物アレルギーとは

#### (1) 食物アレルギーの定義

食物アレルギーとは、原因となる食物を摂取した後に免疫反応によって体に不利益な症状が引き起こされる現象をいう。皮膚・粘膜症状、消化器症状、呼吸器症状やアナフィラキシーなどの全身症状が起こる。

食品に含まれる毒素による反応（食中毒）や体質的に乳糖を分解できずに下痢を起こす病気（乳糖不耐症）などは食物アレルギーとはいわない。

#### (2) 食物アレルギーの症状

様々な症状が出現するが、皮膚粘膜症状>消化器症状>上気道症状>下気道症状>全身症状の頻度で起こる。（表1参照）

表1 食物アレルギーにより引き起こされる症状

皮膚粘膜症状	皮膚症状：かゆみ、じんましん、顔や手足のむくみ、湿疹、発赤疹 粘膜症状：眼粘膜充血、かゆみ、眼瞼浮腫（まぶたがふくらむ）
消化器症状	悪心（気分が悪くむかむかした感じ）、痙痛発作（おへそを中心にしておなかが痛くなる）、嘔吐、下痢、慢性の下痢による蛋白漏出・体重増加不良
上気道症状	口腔粘膜や咽頭のかゆみ、違和感（イガイガしたいつもと違う感じ）、腫脹（はれる）、咽頭喉頭浮腫（のど、のどの奥の方のむくみ）、くしゃみ、鼻水、鼻閉（鼻がつまる）
下気道症状	咳、喘鳴（ゼーゼーして息が苦しくなる）、呼吸困難
全身性症状	アナフィラキシー症状：頻脈（脈が早くなること）、血圧低下、活動性低下（ぐったりする）、意識障害、ショック症状など

### (3) アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーという。(表2参照) その中でも、血圧が低下し意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味する。

表2 アナフィラキシーの典型的症状

初期の症状	口内違和感、唇のしびれ、四肢のしびれ、気分不快、吐き気、腹痛、じんましんなど
中程度の症状	のどが詰まった感じ、胸が苦しい、めまい、嘔吐、全身のじんましん、ゼーゼーして苦しくなる
強い症状	呼吸困難、血圧低下、意識障害、ショック状態

### (4) 食物アレルギーの病型分類

児童・生徒にみられる食物アレルギーは大きく3つの病型に分類される。

#### ① 即時型

原因食物を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状は、じんましんのような軽いものから、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまでである。食物アレルギーの児童・生徒の殆どはこの病型に分類される。

#### ② 口腔アレルギー症候群

果物や野菜、木の実類に対するアレルギーに多い病型で、食後5分以内に口腔内(口の中)の症状(のどのかゆみ、ヒリヒリするイガイガする、腫れぼったいなど)が出現する。多くは局所の症状だけで回復に向かうが、5パーセント程度で全身的な症状に進むことがあるため注意が必要である。

#### ③ 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

原因となる食物を摂取して、2時間以内に一定量の運動(昼休みの遊び、体育や部活動など患者により異なる。)をすることにより、アナフィラキシー症状を起こす。

原因食物としては、小麦、甲殻類が多く、このような症状を経験する頻度は中学生で6,000人に1人程度とまれである。

しかし、発症した場合には、じんましんから始まり、高頻度で呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至るので注意が必要である。原因食物の摂取と運動の組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起きない。何度も同じ症状を繰り返しながら、この疾患であると診断されていない例もみられる。

### 3 原因食物の種類

食物アレルギーを引き起こすことが明らかな食品のうち、**三大アレルゲン**として知られているのが、**卵、牛乳、小麦**である。

また、**症状が重篤**なものとして、**そば、ピーナッツ**が挙げられ、この5品目に**えび、カニ**を加えた7品目は、食品衛生法において、**特定原材料**として食品表示が義務付けられている。

その他にも**特定原材料**に準じるものとして表示が奨励されている、**大豆、キウイ、いくら、牛肉、豚肉、鶏肉、さば、さけ、いか、あわび、桃、オレンジ、りんご、くるみ、まつたけ、やまいも、バナナ、ゼラチン、ごま、カシューナッツ**が挙げられる。

---

### Ⅲ 食物アレルギー対応における教職員等の役割

#### 1 校長の役割

- (1) 教職員の共通理解がもてるように指導する。
- (2) 校内の食物アレルギー対応委員会を開催する。
- (3) 校内の食物アレルギー対策として、教職員研修を行う。
- (4) アレルギー対応表に照らし、関係する教職員と話し合いの後、対応を決定する。

#### 2 養護教諭の役割

- (1) 食物アレルギーのある児童・生徒の実態を把握する。
  - ア 食物アレルギーの原因となる食材
  - イ 食物アレルギー症状（食物アレルギーを起こした場合の症状と程度）
  - ウ 主治医及び指示内容等
- (2) 学級担任、栄養教諭・学校栄養職員、他の教職員との連携を図る。
  - ア 学級担任から該当児童・生徒の食物アレルギー状況の情報を聞き取る。
  - イ 栄養教諭・学校栄養職員と学校給食で対応する児童・生徒の情報交換をする。
  - ウ 他の校内職員に食物アレルギーについての知識や対応について周知を図る。
- (3) 食物アレルギー症状が出た場合の措置方法を確認しておく。
- (4) 主治医、学校医と連携を図り、該当する児童・生徒が誤食した場合や運動後に食物アレルギー症状が出た場合の応急処置の方法、連絡先を事前に確認しておく。
- (5) チェックリスト、手順等を普段から準備しておく。

#### 3 学級担任の役割

- (1) 校内の対応

食物アレルギーを持つ児童・生徒の実態（※2（1）参照）を把握し、教職員の共通理解を図る。
- (2) 保護者への対応
  - ア 保護者と面談した際、児童・生徒の実態等を確認する。
  - イ 食物アレルギーの原因となる食材が多岐にわたる場合や調理の過程で完全に除去することが困難な場合等は、弁当を持参できる旨を伝える。
- (3) 児童・生徒への指導
  - ア 食物アレルギーの対応を必要とする児童・生徒が、安全で楽しい給食時間を送ることができるよう十分に配慮する。
  - イ 食物アレルギーを持つ児童・生徒に対して、他の児童・生徒が理解できるように学級で指導を行い、偏見やひやかし等が生じないように配慮する。
  - ウ アナフィラキシー症状を起こしたことがある、また、起こす恐れがある児童・

生徒が誤食しないよう十分注意する。

#### 4 給食主任（担当）の役割

- (1) 食物アレルギーを持つ児童・生徒の実態（※2（1）参照）を把握し、教職員の共通理解を図る。
- (2) 保護者と面談した際、児童・生徒の実態、保護者の要望等を確認する。
- (3) 教育委員会への提出書類を作成し、提出する。

#### 5 栄養教諭・学校栄養職員の役割

- (1) 食物アレルギーを持つ児童・生徒の実態（※2（1）参照）を把握する。
- (2) 献立の情報（詳細な献立表等）を作成し、保護者に提供する。
- (3) 単独調理場校においては、学級担任、養護教諭、他の教職員との連携を図る。
  - ア 学級担任から該当児童・生徒の食物アレルギー状況の情報を聞き取る。
  - イ 養護教諭と学校給食で対応する児童・生徒の情報交換をする。
  - ウ 他の校内職員に食物アレルギーについての知識や対応について周知を図る。
- (4) 単独調理場校においては、調理員と調理作業について協議し、混入・誤配がないように除去食の調理指示をする。

#### 6 調理員の役割（※ 除去食を実施する場合）

- (1) 調理従事責任者は、他の調理従事者と除去する食材が混入しないように、作業手順について十分に打ち合わせ（指示）をする。
- (2) 栄養教諭・学校栄養職員が作成した指示書を基に、除去する食品を確認した上で、事前に作業工程表を作成する。

作業工程表については、栄養教諭・学校栄養職員が確認する。
- (3) 除去食を作る際は、献立により除去する食材の入れるタイミングを考慮する。
- (4) 除去する食材を加える前に、調理の途中で別鍋に取り分けて調味、再加熱する。

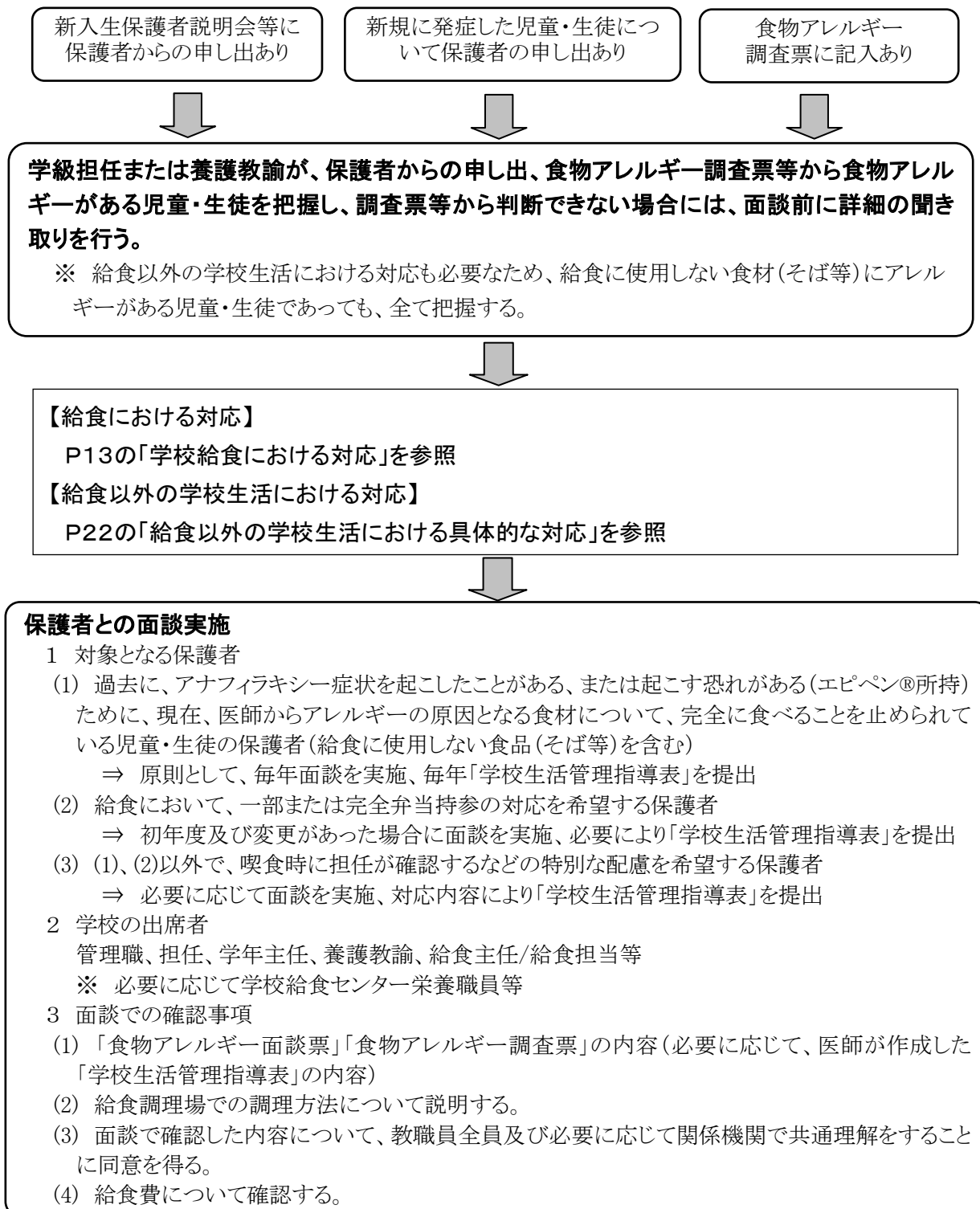
その際、取り分けた後に入れる食材を忘れずにとっておき、加熱温度の確認等衛生管理に注意し、調理済み保存食をとる。
- (5) できあがった除去食は、食器または専用容器に盛りつけ、ラップ等をし、配膳時に分かるよう学年組、児童名、献立名と除去内容等を記載したものを添付し、誤配がないようにする。



## IV 食物アレルギーを発症する児童・生徒への対応の流れ

### 1 対応の流れ

#### (1) 学校給食センター受配校の場合



## 食物アレルギー対応委員会を開催、対応の検討

### 1 目的

食物アレルギーを持つ児童・生徒について、学校給食及び学校生活全般における適切な対応を検討し、全教職員が共通理解を図り、より安全な学校生活を目指す。

### 2 構成メンバー

管理職、担任、学年主任、養護教諭、給食主任/給食担当等

※ 必要に応じて学校給食センター栄養職員等

### 3 開催

校長は、必要に応じて委員会を開催する。

### 4 検討事項

学校全体の食物アレルギー対応児童・生徒の人数とその対応を把握する。

給食、調理実習、体験学習など学校生活全般での対応方法を検討する。

その際、面談や確認する書類の内容を考慮し判断する。



校長が対応を決定



対象児童・生徒一覧表を作成し、対象児童・生徒の状況と決定した対応内容について共通理解を図る



#### 保護者へ

決定した対応を連絡する。



#### 学校給食センターへ

「詳細な献立表による情報提供が必要な児童・生徒一覧表」と対象児童・生徒の「食物アレルギー調査票」のコピーを提出する。



#### 保健給食課へ

「食物アレルギーを有する児童・生徒報告書」により、報告する。



#### 教職員へ

特別な配慮が必要な児童・生徒の状況と、対応内容について校内で共通理解を図る。



食物アレルギー対応を開始



#### 年に1回の見直し

毎年記入された「食物アレルギー調査票」を確認し、内容に変更があった場合は、現状に合わせて対応内容を再検討する。

## ○ 対応決定後に変更が生じた場合の対応

### 1 学校の基本対応に変更が生じた場合

保護者に決定内容を知らせるとともに、今後の対応について、納得が得られるように話し合いを行う。

### 2 医師からの指示内容に変更が生じた場合

通院中の主治医から治療指示内容に変更が生じた場合は、保護者から速やかに学校に連絡をもらうようにする。

また、「学校生活管理指導表」の内容が変更される場合は、再度記入し、提出してもらう。

### 3 学校生活における特別な配慮が必要なくなった場合

保護者から速やかに学校に連絡をもらう。

また、「学校生活管理指導表」が提出されている場合は、余白に特別な配慮が必要なくなった旨を保護者に記入してもらう。(在学中は学校保管)

### 4 詳細な献立表による情報提供の内容に変更が生じた場合は、学校から速やかに学校給食センターに連絡する。

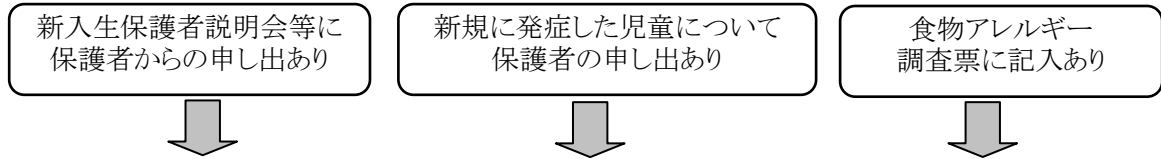
※ 小学校1年生については、新入学保護者説明会で「食物アレルギー調査票」を配布する。

(その場で保護者から「学校生活における特別な配慮」についての要望があった場合は、学校生活管理指導表の事前配布も可。)

※ 小学校6年生については、中学校の新入生保護者説明会までに次の児童の情報を中学校に引き継ぐ。

- ・「学校生活管理指導表」が提出されている児童
- ・対応B～Dの児童（P14「学校給食における対応表」参照）

## (2) 単独調理場校の場合



学級担任または養護教諭が、保護者からの申し出、食物アレルギー調査票等から食物アレルギーがある児童を把握し、調査票等から判断できない場合には、面談前に詳細の聞き取りを行う。

※ 給食以外の学校生活における対応も必要なため、給食に使用しない食材(そば等)にアレルギーがある児童であっても、全て把握する。

### 【給食における対応】

P13の「学校給食における対応」を参照

### 【給食以外の学校生活における対応】

P22の「給食以外の学校生活における具体的な対応」を参照

### 保護者との面談実施

#### 1 対象となる保護者

- (1) 過去に、アナフィラキシー症状を起こしたことがある、または起こす恐れがある(エピペン®所持)ために、現在、医師からアレルギーの原因となる食材について、完全に食べることを止められている児童の保護者(給食に使用しない食品(そば等)を含む)  
⇒ 原則として、毎年面談を実施、毎年「学校生活管理指導表」を提出
- (2) 給食において、除去食の対応を希望する保護者  
⇒ 原則として、毎年面談を実施、毎年「学校生活管理指導表」を提出
- (3) 給食において、一部または完全弁当持参の対応を希望する保護者  
⇒ 初年度及び変更があった場合に面談を実施、必要により「学校生活管理指導表」を提出
- (4) (1)~(3)以外で、喫食時に担任が確認するなどの特別な配慮を希望する保護者  
⇒ 必要に応じて面談を実施、対応内容により「学校生活管理指導表」を提出

#### 2 学校の出席者

管理職、担任、学年主任、養護教諭、栄養教諭/栄養職員、給食主任/給食担当等

#### 3 面談での確認事項

- (1) 「食物アレルギー面談票」「食物アレルギー調査票」の内容(必要に応じて、医師が作成した「学校生活管理指導表」の内容)
- (2) 給食調理場での調理方法について説明する。
- (3) 面談で確認した内容について、教職員全員及び必要に応じて関係機関で共通理解をすることに同意を得る。
- (4) 給食費について確認する。

## 食物アレルギー対応委員会を開催、対応の検討

### 1 目的

食物アレルギーを持つ児童について、学校給食及び学校生活全般における適切な対応を検討し、全教職員が共通理解を図り、より安全な学校生活を目指す。

### 2 構成メンバー

管理職、担任、学年主任、養護教諭、栄養教諭/栄養職員、給食主任/給食担当等

### 3 開催

校長は、必要に応じて委員会を開催する。

### 4 検討事項

学校全体の食物アレルギー対応児童の人数とその対応を把握する。

給食、調理実習、体験学習など学校生活全般での対応方法を検討する。

その際、面談や確認する書類の内容を考慮し判断する。



校長が対応を決定



対象児童・生徒一覧表を作成し、対象児童の状況と  
決定した対応内容について共通理解を図る



#### 保護者へ

決定した対応を連絡する。



#### 保健給食課へ

「食物アレルギーを有する  
児童・生徒報告書」により、  
報告する。



#### 教職員へ

特別な配慮が必要な児童の  
状況と、対応内容について校  
内で共通理解を図る。



食物アレルギー対応を開始



#### 年に1回の見直し

毎年記入された「食物アレルギー調査票」を確認し、内容に変更があった場合は、  
現状に合わせて対応内容を再検討する。

## ○ 対応決定後に変更が生じた場合の対応

### 1 学校の基本対応に変更が生じた場合

保護者に決定内容を知らせるとともに、今後の対応について、納得が得られるように話し合いを行う。

### 2 医師からの指示内容に変更が生じた場合

通院中の主治医から治療指示内容に変更が生じた場合は、保護者から速やかに学校に連絡をもらうようにする。

また、「学校生活管理指導表」の内容が変更される場合は、再度記入し、提出してもらう。

### 3 学校生活における特別な配慮が必要なくなった場合

保護者から速やかに学校に連絡をもらう。

また、「学校生活管理指導表」が提出されている場合は、余白に特別な配慮が必要なくなった旨を保護者に記入してもらう。(在学中は学校保管)

**※ 小学校1年生については、新入学保護者説明会で「食物アレルギー調査票」を配布する。**

(その場で保護者から「学校生活における特別な配慮」についての要望があった場合は、学校生活管理指導表の事前配布も可。)

**※ 小学校6年生については、中学校の新入生保護者説明会までに次の児童の情報を中学校に引き継ぐ。**

- ・「学校生活管理指導表」が提出されている児童
- ・対応B～Eの児童 (P15「学校給食における対応表」参照)

## 2 学校給食における対応

### (1) 学校給食における基本的な考え方

食物アレルギーを持つ児童・生徒及び保護者が、学校給食において不安にならないよう配慮する必要がある、児童・生徒の安全を守ることを第一に考え、現状できる範囲の中で適切な対応に努める。

学校は、「食物アレルギー調査票」を基に、児童・生徒の状況を把握する。個別の対応が必要な場合には、医師の診断（必要に応じて「学校生活管理指導表」）を基に、保護者と相談して具体的な対応を決定する。

また、児童・生徒の安全を守るため、過去にアナフィラキシー症状を起こしたことがある、または起こす恐れがある（エピペン®所持）ために、現在、医師からアレルギーの原因となる食材について完全に食べることを止められている児童・生徒には、その食材が含まれる献立は提供（配膳）しないこととする。

また、決定した対応については、全職員で共通理解を図り、適切な対応ができるよう体制を整える。

### (2) 学校給食における対応方法

対応A 本人による除去

対応B 詳細な献立表の情報提供により本人が除去

対応C 一部弁当対応

対応D 完全弁当対応

対応E 食物アレルギーの原因食材を除いて給食を作る除去食対応（単独調理場校のみ可）

\*詳細はP 1 4・P 1 5の「学校給食における対応表」を参照

## 学校給食における対応表

### 【学校給食センター受配校用】

学校給食における対応	対応A	本人が除去	通常献立表により、保護者の指示のもと本人が自分で取り除いて食べる。
	対応B	詳細な献立表を配布し、本人が除去	学校給食で使用されている食材名、加工食品、調味料などが詳細に記載された献立表を家庭に事前に配布し、保護者の指示のもと本人が自分で取り除いて食べる。
	対応C	一部弁当対応	事前に通常または詳細な献立表を家庭に配布し、食べられない献立がある日については学級担任に報告の上、その献立の替わりとなるものを持参しても良いものとする。
	対応D	完全弁当対応	食物アレルギーにより食べられない献立が多い場合は、学校給食は申し込まず、毎日弁当を持参する。

		給食の対応	対応に必要な手続き	保護者面談	管理指導表	
食物アレルギーのある者	アナフィラキシーなし	対応A	保護者への確認 * 喫食時の担任による確認等の特別な配慮を希望する場合は、保護者との面談を実施する。	(必要な場合は実施)	(学校に特別な対応を求める場合必要)	
		対応B	保護者への確認(受診状況と情報提供する食材) * 喫食時の担任による確認等の特別な配慮を希望する場合は、保護者との面談を実施する。  学校給食センターに食物アレルギー調査票のコピーを提出			
		対応C	保護者面談で詳細を確認する。  詳細な献立を必要とする場合は、学校給食センターに食物アレルギー調査票のコピーを提出	(初年度及び変更があった場合)		
		対応D	保護者面談で詳細を確認する。 学校給食センター 経理係への手続き			
	アナフィラキシーあり	対応C	過去にアナフィラキシー症状を起こしたことがある、または起こす恐れがある(エピソード所持)のために、現在医師からアレルギーの原因となる食材について完全に食べることを止められている児童・生徒にはその食材が含まれる献立は提供(配膳)しない。  「学校生活管理指導表」の提出を必ず求め、保護者面談で詳細を確認する。	(原則毎年)	(原則毎年)	
		対応D	詳細な献立を必要とする場合は、学校給食センターに食物アレルギー調査票のコピーを提出			
					給食に出ない食材の場合は、初年度及び変更があった場合のみ	給食に出ない食材の場合は、初年度及び変更があった場合のみ



## 学校給食における対応表

### 【単独調理場校用】

学校給食における対応	対応A	本人が除去	通常献立表により、保護者の指示のもと本人が自分で取り除いて食べる。
	対応B	詳細な献立表を配布し、本人が除去	学校給食で使用されている食材名、加工食品、調味料などが詳細に記載された献立表を家庭に事前に配布し、保護者の指示のもと本人が自分で取り除いて食べる。
	対応C	一部弁当対応	事前に通常または詳細な献立表を家庭に配布し、食べられない献立がある日については学級担任に報告の上、その献立の替わりとなるものを持参しても良いものとする。
	対応D	完全弁当対応	食物アレルギーにより食べられない献立が多い場合は、学校給食は申し込まず、毎日弁当を持参する。
	対応E	除去食対応	学校給食で使用されている食材名、加工食品、調味料などが詳細に記載された献立表を家庭に事前に配布し、申請のあった原因食材を除いた給食を別に作り、個別に提供する。

		給食の対応	対応に必要な手続き	保護者面談	管理指導表	
食物アレルギーのある者	アナフィラキシーなし	対応A	保護者への確認 * 喫食時の担任による確認等の特別な配慮を希望する場合は、保護者との面談を実施する。	(必要な場合は実施)	(学校に特別な対応を求める場合必要)	
		対応B	保護者への確認(受診状況と情報提供する食材) * 喫食時の担任による確認等の特別な配慮を希望する場合は、保護者との面談を実施する。			
		対応C	保護者面談で詳細を確認する。	(初年度及び変更があった場合)		
		対応D	保護者面談で詳細を確認する。 学校給食センター 経理係への手続き			
		対応E	「学校生活管理指導表」の提出を必ず求め、保護者面談で詳細を確認する。 「除去食申請書」の提出を求める。			(毎年)
	アナフィラキシーあり	対応C	過去にアナフィラキシー症状を起こしたことがある、または起こす恐れがある(エピソード所持)のために、現在医師からアレルギーの原因となる食材について完全に食べられることを止められている児童・生徒にはその食材が含まれる献立は提供(配膳)しない。	(原則毎年)	給食に出ない食材の場合は、初年度及び変更のあった場合のみ	(原則毎年)
		対応D				
		対応E				

### (3) 具体的な実施方法と配慮事項

#### ア 対応A 本人による除去

家庭に配布された通常の献立表により、保護者の指示のもと、本人が自分で原因食材を取り除いて食べる。

##### 【対応に当たり配慮すること】

- ① 保護者が来校して面談は実施しないが、献立表に注意を払い、本人に取り除く食材をよく理解させておくよう保護者に協力を求める。
- ② 誤って食べてしまう場合もあるので、その際の対処方法を保護者に事前に確認しておく。
- ③ 喫食時に担任が確認するなどの特別な配慮を希望する場合は、保護者面談を実施し、具体的な方法を確認する。

特別な配慮の内容については、担任が不在の場合でも適切に対応できるように、全職員の共通理解を図る。

また、配慮する内容によっては、学校の判断で医師が作成した「学校生活管理指導表」の提出を求める。

#### イ 対応B 詳細な献立表の情報提供により本人が除去

学校給食の原材料や具体的な分量を詳細に記入した「詳細献立表」等を事前に家庭に配布し、保護者の指示のもと、本人が自分で原因食材を取り除いて食べる。

##### 【対応に当たり配慮すること】

- ① 保護者に詳細な献立表で把握できる内容を適切に伝え、本当に詳細な献立表が必要かを確認した上で対応を決定する。
- ② 保護者が来校して面談は実施しないが、献立表に注意を払い、本人に取り除く食材をよく理解させておくよう保護者に協力を求める。
- ③ 誤って食べてしまう場合もあるので、その際の対処方法を保護者に事前に確認しておく。
- ④ 喫食時に担任が確認するなどの特別な配慮を希望する場合は、保護者面談を実施し、具体的な方法を確認する。

特別な配慮の内容については、担任が不在の場合でも適切に対応できるように、全職員の共通理解を図る。

また、配慮する内容によっては、学校の判断で医師が作成した「学校生活管理指導表」の提出を求める。

※ 学校給食センター受配校は、対象となる児童・生徒の「食物アレルギーを有する児童・生徒一覧表」及び「食物アレルギー調査票」のコピーを給食センターに提出する。

## ウ 対応C 一部弁当対応

事前に通常または詳細な献立表を家庭に配布し、食べられない献立がある日について、学級担任に報告の上、その献立の替わりとなる料理を持参しても良いものとする。

### 【対応に当たり配慮すること】

- ① 対応は、医師の診断を基に決定する。未受診の場合や受診から年数が経過している場合は、再度受診を促した上で保護者面談を実施する。  
その後は、原因食材や対応内容に変更があった際に、再度面談を実施して対応を決める。
- ② アナフィラキシー症状を起こす恐れがあるため、医師からその食材を完全に食べることを止められている場合は、その食材の含まれる献立は提供（配膳）しないこととなるので、毎年「学校生活管理指導表」の提出を必ず求め、面談で詳細を確認する。  
また、学級担任は、教室で配膳の際に誤って配膳されることがないように配慮し、学級の児童・生徒や給食当番の協力を得る必要もある。
- ③ 持参する料理は、食べられない食材の含まれる献立の替わりとなる物のみとする。基本的に食べられない献立と同様の栄養価が確保できるように保護者の協力を求め、詳細は、各学校で面談の際に確認する。
- ④ 食物アレルギーの原因となる食材を確認し、給食を食べる日（献立）と弁当持参の日（献立）を事前に決める。当日は、学級担任がいない場合においても適切な対応ができるよう、全職員の共通理解を図る。
- ⑤ 食物アレルギーを持つ児童・生徒の状況を学級担任が理解し、学級の児童・生徒にも正しく理解させ、本人が精神的な負担を感じることはないように配慮する。

## エ 対応D 完全弁当対応

食物アレルギーにより食べられない献立が多い場合は、学校給食は申し込まず、毎日弁当を持参する。

### 【対応に当たり配慮すること】

- ① 対応は、医師の診断を基に決定する。未受診の場合や受診から年数が経過している場合は、再度受診を促した上で保護者面談を実施する。  
その後は、原因食材や対応内容に変更があった際に、再度面談を実施して対応を決める。
- ② アナフィラキシー症状を起こす恐れがあるため、医師からその食材を完全に食べることを止められている場合は、その食材の含まれる献立は提供（配膳）しないこととなるので、毎年「学校生活管理指導表」の提

出を必ず求め、面談で詳細を確認する。

- ③ 食物アレルギーを持つ児童・生徒の状況を学級担任が理解し、学級の児童・生徒にも正しく理解させ、本人が精神的な負担を感じることがないように配慮する。

## オ 対応E 除去食対応（単独調理場校のみ可）

申請のあった原因食材を除いた給食を別に作り、個別に提供する。

### 【給食での「除去食」対応実施基準】

- ① 医師の診察・検査(可能な限り食物負荷試験)により、「食物アレルギー」と診断され、医師から特定の食物に対して対応の指示があること。
- ② 定期的に受診し、検査、評価を受けていること。
- ③ 年に1回、学校の管理職・担任・養護教諭・栄養教諭／栄養職員等と面談を行っていること。
- ④ 家庭で当該原因食品の除去を行っていること。

### 【対応に当たり配慮すること】

- ① 医師の診断、指示にそって可能な範囲で対応する。
- ② 「少量可」、「つなぎ可」など、少量の使用は可能といった対応は、「可能」とする上限が明確でないため、安易に対応することは危険である。除去食は、食物アレルギー原因食材の使用量調整の対応はせず、原因食材の全量を抜く対応とすること。
- ③ 除去食実施日の栄養価の不足分は、家庭で補えるよう保護者に協力を求める。
- ④ 加工食品等は、納入される物資の規格書を基に食物アレルギーの原因となる食材が含まれていないか確認する。
- ⑤ 除去する食材を調理過程で的確に除去できるように、また、混入を起こさないように調理員は作業工程表を作成し、点検・確認しながら調理する。
- ⑥ 栄養教諭、学校栄養職員は、分かり易い調理指示書を作成し、調理従事者に指導する。
- ⑦ 献立変更により使用食材を変えた場合は、調理指示書を変更し、作業を確認する。
- ⑧ 該当の児童が除去食を間違いなく食べられるよう配膳や運搬方法を配慮するとともに、教室では、必ず学級担任が表示等を確認してから、児童に手渡す。
- ⑨ 除去食を実施する際、学校は「除去食実施予定」を作成する。

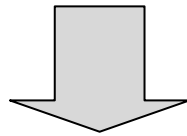
## ○ 食物アレルギー除去食の対応

食物アレルギーは、生命に関わる場合もあるので、食物アレルギー除去食（以下、除去食）の内容の決定や調理手順、給食時間における誤配や誤食を防止するための手順を決めておく。

### 【保護者との献立調整】

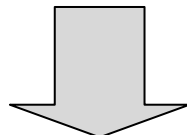
#### 【学 校】

- 1 家庭配布用予定献立表、詳細な献立表等を保護者へ配付する。
- 2 加工食品や調味料の原材料を確認し、保護者に必要な情報を提供する。



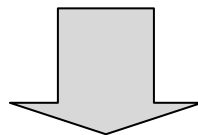
#### 【保護者】

- 1 食べることのできない献立を確認し、希望する対応について連絡する。
- 2 除去食の実施日と献立の対応内容を子どもに説明する。



#### 【栄養教諭・学校栄養職員】

- 1 保護者が確認した献立表等を基に、除去する献立を決定する。
- 2 調理指示書に対応を記載する。
- 3 「除去食実施予定」を作成し保健給食課へ提出する。
- 4 保護者に、除去する献立について連絡する。



#### 【学 校】

- 1 学級担任や管理職、養護教諭等に内容を周知する。
- 2 周知について、対応内容を伝え、誤配・誤食がないように徹底する。

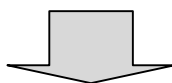
## 【調理の手順】

### 【作業工程の確認】

- 1 調理従事者は、除去する食材が混入しないように、作業手順について十分な打ち合わせをする。
- 2 調理指示書・作業工程表で、除去食を取り分けるタイミングを確認する。
- 3 除去食の担当者、使用する器具、別調理の順番、調理場所、加える食材等を確認する。

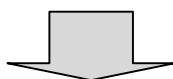
### (留意点)

対象児童が欠席の時は、学級担任が栄養教諭・学校栄養職員に連絡する。  
また、栄養教諭・学校栄養職員が不在の際は、調理員従事責任者に連絡する。



### 【調理】

- 1 除去食の担当調理員は、取り忘れや取り分けのタイミングを誤らないよう、取り分けする食材や調味料などをホワイトボードに記載し、リストなどを手元に置いて作業する。
- 2 除去する食材を加える前に、調理の途中で別鍋に取り分ける。
- 3 複数の除去食を調理する場合は、取り分ける鍋やおたまなど調理器具を変えたり、食材を取り間違えないように器の形状を変えるなどの工夫をする。
- 4 食材の取り分けや加える際は、複数の調理員で確認しながら調理する。
- 5 時間差をつけるなど、同時に二種類の除去食を調理しないようにする。
- 6 ひとつの献立において、複数の児童で異なる原因食材の除去が必要な場合は、原因食材の除去を統一できるものとする。
- 7 加熱温度を確認し、記録した上で調理済み保存食を取る。



### 【配食】

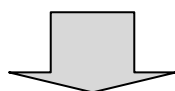
- 1 できあがった除去食は、食器や専用容器に盛り付けて蓋をする。
- 2 直後に、配膳時に分かるよう学年組、児童氏名、献立名と除去等の内容を記載し、誤配する事故を防ぐ工夫をする。
- 3 除去内容に誤りがないか複数の調理員でチェックする。



## 【配食を受けて】

### 【引き渡し時の注意】

- 1 除去食を引き渡す時は、基本的に直接、学級担任に渡す。その際、除去食の蓋等に記載された学年組、氏名、献立名（何の食材を除去しているのか）を確認する。
- 2 担任が他の児童の対応で、除去食を受け取ることが難しい場合は、職員室でチェック体制を整え、直接本人に渡すなど配慮する。
- 3 同一クラスに、除去食対応者が複数いる場合は、特に注意する。



### 【教室での配膳・喫食時】

- 1 学級担任は、配膳時に除去食が確実に本人に届くようにする。また、喫食前に再度確認を行う。
- 2 栄養教諭・学校栄養職員は、給食時間に状況により教室を巡回し、児童の食べている様子を確認する。
- 3 学級担任は、当該児童に当該メニューの**おかわりをさせない。**

## (4) 保護者への依頼事項（保護者が「自分の子どもへ伝えておくこと」）

- ア 子どもに食物アレルギーがあることを理解させ、給食の食べ方や日常の食事においても注意が必要なことなどを十分に伝える。
- イ 主治医からの指示内容を自分の子どもの理解度に合わせて、分かり易く説明する。
- ウ 食物アレルギーのために食べられない献立は、子どもと必ず一緒に献立表で確認し、何が食べられないかを子どもに知らせる。
- エ 学校と話し合いの上、飲み薬や塗り薬を学校へ持参する場合は、使用方法について十分な説明を行い、保管中に事故がないよう管理方法についても説明する。
- オ 学校で具合が悪くなった時は、すぐに子ども自らが学級担任に申し出るように伝える。

## (5) 給食費の取り扱いについて

食物アレルギーの対応に伴う学校給食費は、「牛乳を飲まない」または「牛乳のみ」の給食の提供を受ける場合のみ減額対応できる。

### 3 給食以外の学校生活における具体的な対応

#### 【基本的な考え方】

食物アレルギーを持つ児童・生徒が、校内における教育活動や校外学習、宿泊を伴う行事において、影響があると考えられる場合は、事前に保護者と話し合い、十分な安全確認をした上で実施する。

#### (1) 食物・食材を扱う活動（図工・美術、家庭科、特別活動、生活科等）

ア 学級担任及び教科担任は、食物・食材を扱う活動において、使用する原材料を保護者に伝え、保護者は、食物アレルギーの原因となる食材が含まれていないかを確認する。

イ 保護者と学級担任等は、連絡を取り合い、対応について確認する。

ウ 児童・生徒間においても食材の内容を確認し合い、共通理解を持った上で、調理や実食を行う。

#### (2) 遠足・校外学習

ア 児童・生徒間において、弁当やおやつの交換など、やり取りに注意する。

イ 本人には保護者、クラスの児童・生徒には引率の教職員が、事前に指導する。

#### (3) 宿泊を伴う学習（修学旅行・自然教室等）

ア 食物アレルギー調査票や事前調査票を基に、対象児童・生徒の食物アレルギーの原因となる食材をチェックする。

イ 宿泊先や昼食場所等における食事内容について、献立と使用する食材が分かる物の提出を依頼する。（除去食、代替食対応の可否についても確認する。）

ウ 取り寄せた献立等を基に、食物アレルギーの原因となる食材について確認するとともに、保護者に提供して、チェックしてもらう。

エ 保護者のチェックを確認し、不明な点等は再度保護者へ確認する。

オ 宿泊施設等に、食物アレルギーの対応を依頼し、対応の内容について確認する。（そばアレルギーを持つ児童・生徒がいる場合は、枕についても対応を確認する。）

カ 周辺の医療機関をリストアップする。

キ 緊急時の連絡体制、搬送先、症状が出た時の対応、使用する薬、使い方などについて保護者と確認し、全関係職員の共通理解を図る。また、抗アレルギー薬やエピペン®の使用については保護者と十分に確認をする。

ク 必要に応じ、学校医又は主治医に助言を求める。

ケ 事故発生時には、校長の指示のもと旅行業者と連携し、保護者に連絡を取り速やかに対応する。

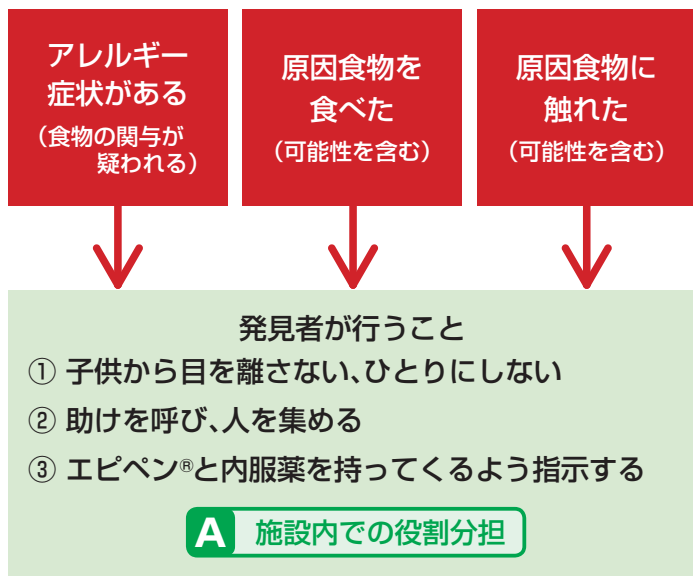


- コ 児童・生徒間において、弁当やおやつの交換など、やり取りに注意する。
- サ 自由行動や班別行動の際、対象児童・生徒が誤って食物アレルギーの原因となる食材を食べ、症状が発生した場合の連絡体制について確認する。
- シ 対象児童・生徒に、自分自身で表示を確認し、食物アレルギーの原因となる食材を避けるように指導する。

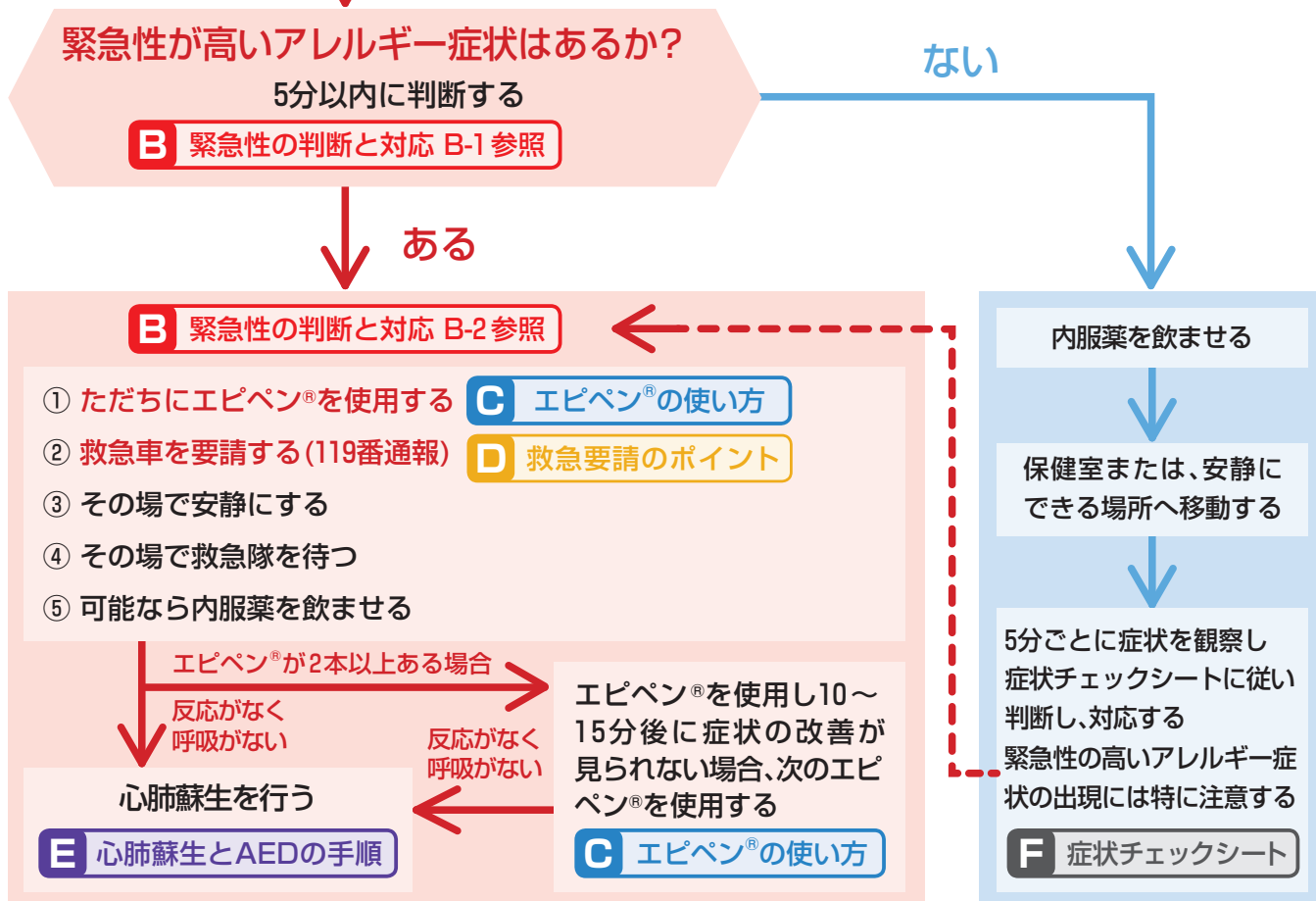


# 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

## アレルギー症状への対応の手順



アレルギー症状	
<b>全身の症状</b>	<b>呼吸器の症状</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・意識がない</li> <li>・意識もうろう</li> <li>・ぐったり</li> <li>・尿や便を漏らす</li> <li>・脈が触れにくい</li> <li>・唇や爪が青白い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・声がかすれる</li> <li>・犬が吠えるような咳</li> <li>・のどや胸が締め付けられる</li> <li>・咳</li> <li>・息がしにくい</li> <li>・ゼーゼー、ヒューヒュー</li> </ul>
<b>消化器の症状</b>	<b>皮膚の症状</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・腹痛</li> <li>・吐き気・おう吐</li> <li>・下痢</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かゆみ</li> <li>・じんま疹</li> <li>・赤くなる</li> </ul>
<b>顔面・目・口・鼻の症状</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・顔面の腫れ</li> <li>・目のかゆみや充血、まぶたの腫れ</li> <li>・くしゃみ、鼻水、鼻づまり</li> <li>・口の中の違和感、唇の腫れ</li> </ul>	



# A

## 施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う

### 管理・監督者（園長・校長など）

- 現場に到着次第、リーダーとなる
- それぞれの役割の確認および指示
- エピペン<sup>®</sup>の使用または介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

### 発見者「観察」

- 子供から離れず観察
- 助けを呼び、人を集める（大声または、他の子供に呼びに行かせる）
- 教員・職員 A、B に「準備」「連絡」を依頼
- 管理者が到着するまでリーダー代行となる
- エピペン<sup>®</sup>の使用または介助
- 薬の内服介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

### 教員・職員 A 「準備」

- 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を持ってくる
- エピペン<sup>®</sup>の準備
- AEDの準備
- 内服薬の準備
- エピペン<sup>®</sup>の使用または介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

### 教員・職員 B 「連絡」

- 救急車を要請する（119番通報）
- 管理者を呼ぶ
- 保護者への連絡
- さらに人を集める（校内放送）

### 教員・職員 C 「記録」

- 観察を開始した時刻を記録
- エピペン<sup>®</sup>を使用した時刻を記録
- 内服薬を飲んだ時刻を記録
- 5分ごとに症状を記録

### 教員・職員 D～F 「その他」

- 他の子供への対応
- 救急車の誘導
- エピペン<sup>®</sup>の使用または介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

# B

## 緊急性の判断と対応

◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

◆迷ったらエピペン®を打つ！ ただちに119番通報をする！

### B-1 緊急性が高いアレルギー症状

#### 【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

#### 【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸  
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

#### 【消化器の症状】

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

### B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン®を使用する！

➡ **C** エピペン®の使い方

② 救急車を要請する(119番通報)

➡ **D** 救急要請のポイント

③ その場で安静にする(下記の体位を参照)

立たせたり、歩かせたりしない！

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆ エピペン®を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する(2本以上ある場合)

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う ➡ **E** 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

**F** 症状チェックシート

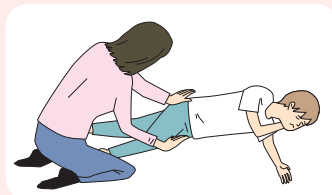
### 安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起し後ろに寄りかからせる

## ◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

## ① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け  
エピペン<sup>®</sup>を取り出す

## ② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを  
下に向け、利き手で持つ

**“グー”で握る!**

## ③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

## ④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン<sup>®</sup>の先端  
(オレンジ色の部分)を軽くあて、  
“カチッ”と音がするまで強く押し  
あてそのまま5つ数える

**注射した後すぐに抜かない!**  
**押しつけたまま5つ数える!**

## ⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン<sup>®</sup>を太ももから離しオレ  
ンジ色のニードルカバーが伸び  
ているか確認する

**伸びていない場合は「④に戻る」**

## ⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、  
マッサージする

## 介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を  
しっかり抑え、動かないように固定する

## 注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中 (A) よりやや外側に注射する

## 仰向けの場合



## 座位の場合



## ◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



119番、  
火事ですか？  
救急ですか？

救急です。



## ①救急であることを伝える



住所はどこですか？

○区（市町村）○町  
○丁目○番○号  
○○保育園  
（幼稚園、学校名）です。



## ②救急車に来てほしい住所を伝える

住所、施設名をあらかじめ記載しておく



どうしましたか？

5歳の園児が  
給食を食べたあと、  
呼吸が苦しいと  
言っています。



## ③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える

エピペン<sup>®</sup>の処方やエピペン<sup>®</sup>の使用の有無を伝える



あなたの名前と  
連絡先を教えてください

私の名前は  
○×□美です。  
電話番号は…



## ④通報している人の氏名と連絡先を伝える

119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることもある

- 通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける

### ①反応の確認

肩を叩いて大声で呼びかける  
乳幼児では足の裏を叩いて呼びかける

反応がない

### ②通報

119番通報とAEDの手配を頼む

### ③呼吸の確認

10秒以内で胸とお腹の動きを見る

普段通りの呼吸をしていない

※普段通りの呼吸をしているようなら、観察を続けながら救急隊の到着を待つ

### ④必ず胸骨圧迫！ 可能なら人工呼吸！

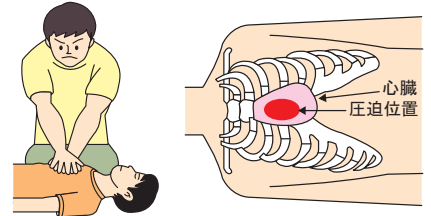
**30:2**

ただちに胸骨圧迫を開始する  
人工呼吸の準備ができ次第、可能なら人工呼吸を行う

### ⑤AEDのメッセージに従う

電源ボタンを押す  
パッドを貼り、AEDの自動解析に従う

#### 【胸骨圧迫のポイント】



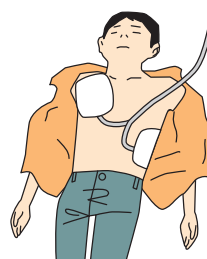
- ◎強く(胸の厚さの約1/3)
- ◎速く(少なくとも100回/分)
- ◎絶え間なく(中断を最小限にする)
- ◎圧迫する位置は「胸の真ん中」

#### 【人工呼吸のポイント】



- 息を吹きこむ際
- ◎約1秒かけて
- ◎胸の上がりが見える程度

#### 【AED装着のポイント】



- ◎電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する
- ◎電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等でふき取る
- ◎6歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る。なければ成人用電極パッドで代用する

離れて下さい。



#### 【心電図解析のポイント】

- ◎心電図解析中は、子供に触れないように周囲に声をかける

離れて下さい。



#### 【ショックのポイント】

- ◎誰も子供に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す



- ◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する
- ◆    の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン<sup>®</sup>を使用する  
(内服薬を飲んだ後にエピペン<sup>®</sup>を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻( 時 分) 内服した時刻( 時 分) エピペン<sup>®</sup>を使用した時刻( 時 分)

### 全身の症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

### 呼吸器の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

- 数回の軽い咳

### 消化器の症状

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

- 中等度のお腹の痛み
- 1～2回のおう吐
- 1～2回の下痢

- 軽いお腹の痛み(がまんできる)
- 吐き気

### 目・口・鼻・顔面の症状

- 顔全体の腫れ
- まぶたの腫れ

- 目のかゆみ、充血
- 口の中の違和感、唇の腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり

### 皮膚の症状

- 強いかゆみ
- 全身に広がるじんま疹
- 全身が真っ赤

- 軽度のかゆみ
- 数個のじんま疹
- 部分的な赤み

上記の症状が  
1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ①ただちにエピペン<sup>®</sup>を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ  
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

**B** 緊急性の判断と対応 B-2参照

**ただちに救急車で  
医療機関へ搬送**

- ①内服薬を飲ませ、エピペン<sup>®</sup>を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する  
(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、    の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン<sup>®</sup>を使用する

**速やかに  
医療機関を受診**

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

**安静にし、  
注意深く経過観察**

# 緊急時に備えるために

本マニュアルの利用にあたっては、下記の点にご留意ください。

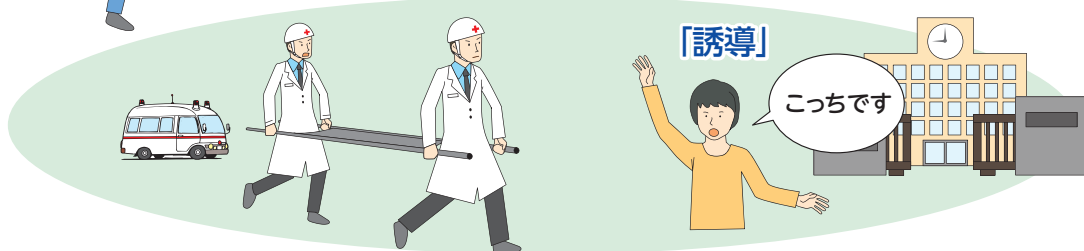
- ☆ 保育所・幼稚園・学校では、食物アレルギー対応委員会を設置してください。
- ☆ 教員・職員の研修計画を策定してください。東京都等が実施する研修を受講し、各種ガイドライン※を参考として校内・施設内での研修を実施してください。
- ☆ 緊急対応が必要になる可能性がある人を把握し、生活管理指導表や取組方針を確認するとともに、保護者や主治医からの情報等を職員全員で共有してください。
- ☆ 緊急時に適切に対応できるように、本マニュアルを活用して教員・職員の役割分担や運用方法を決めておいてください。
- ☆ 緊急時にエピペン®、内服薬が確実に使用できるように、管理方法を決めてください。
- ☆ 「症状チェックシート」は複数枚用意して、症状を観察する時の記録用紙として使用してください。
- ☆ エピペン® や内服薬を処方されていない（持参していない）人への対応が必要な場合も、基本的には「アレルギー症状への対応の手順」に従って判断してください。その場合、「エピペン® 使用」や「内服薬を飲ませる」の項は飛ばして、次の項に進んで判断してください。

## ※ 各種ガイドライン

- ・「食物アレルギー対応ガイドブック」（平成 22 年 東京都福祉保健局発行）
- ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成 23 年 厚生労働省発行）
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成 20 年 財団法人日本学校保健会発行）

この食物アレルギー緊急時対応マニュアルは

([http://www.tokyo-eiken.go.jp/kj\\_kankyo/allergy/to\\_public/](http://www.tokyo-eiken.go.jp/kj_kankyo/allergy/to_public/)) よりダウンロードできます。



監 修：東京都アレルギー疾患対策検討委員会  
編集・協力：東京都立小児総合医療センター アレルギー科  
東京消防庁・東京都教育委員会  
発 行：東京都健康安全研究センター 企画調整部健康危機管理情報課  
〔問い合わせ先〕 神奈川県教育委員会 保健体育課  
電話 045 (210) 8309

(この冊子は、東京都の許諾を得て作成しました)

## 【参考文献】

- 1 アレルギー疾患の児童生徒対応マニュアル 横浜市教育委員会
- 2 食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル (公財)日本学校保健会
- 3 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン (公財)日本学校保健会
- 4 大和市学校給食における食物アレルギーの手引き 大和市教育委員会
- 5 食物アレルギー緊急時対応マニュアル 東京都
- 6 姫路市食物アレルギー対応マニュアル 姫路市教育委員会

---

## 厚木市立小・中学校 食物アレルギー対応マニュアル

平成26年4月発行  
厚木市教育委員会  
〒243-8511 厚木市中町 3-17-17  
電話 046-225-2668

---